

## 第1回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月20日（木）午前9時00分から10時10分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（12人）

会長 12番 田村 耕一

委員 1番 埤田 定  
2番 熊野 茂公  
3番 宮内 昭寿  
4番 河村 晴夫  
5番 小林 勉  
6番 田村 尚利  
7番 出穂真奈美  
8番 鬼武 敬子  
9番 繁本 武紀  
10番 藤本 準一  
11番 山本 忠男

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 開会

第2 市長あいさつ

第3 自己紹介

第4 仮議長の選出

第5 仮議席の指定

第6 議事録署名委員の指名

第7 議案 第1号 会長の互選について

議案 第2号 議席の決定について

議案 第3号 会長職務代理者の互選について

議案 第4号 光市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案 第5号 光市農業委員会総会会議規則の改正について

議案 第6号 光市農業委員会規程の改正について

- 議案 第7号 光市農業委員会農地部会会議規程の廃止について  
議案 第8号 市外化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の改正  
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和  
農地係長 森重 康男  
農政振興係長 松原 耕二

事務局長

皆さま、おはようございます。最初に互礼を行いたいと思いますのでご起立をお願いいたします。

お互いに礼。

ありがとうございました。ご着席ください。

私は、本日の総会で仮議長が決まるまでの間、会議の進行役を務めます、本市の農業委員会事務局の國本でございます。よろしくお願い申し上げます。

只今から、農業委員会制度が改正され、農業委員任命後の、初めてとなります、第1回光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項但し書きの規定により、委員の任期満了による任命の後の最初の総会は市長が召集することになっており、皆さまにお集まりを頂いた次第でございます。

また、同法同条第3項の規定の、在任委員過半数の出席につきましては、全員出席であり、定足数を満たしておりますので、総会は成立を致しております。

よろしくお願い申し上げます。

それでは、総会の開催にあたり、市川市長からご挨拶を申し上げます。

市長

(市長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日は初めての総会でございますので、皆様に自己紹介をお願いいたします。仮議席の若い番号順にお願いします。

(各委員が仮議席番号順に自己紹介)

引き続きまして、職員を紹介させていただきます。

こちらから順に、お願いいたします。

(各職員が順に自己紹介)

ありがとうございました。

次に、本会の運営にあたり、これから会長を決定して頂くこととなりますが、決定するまでの間、仮議長を選出したいと存じます。

先例によりますと、最高齢の委員を仮の議長とし会議の進行をお願いしておりますが、本日もその例にならって本総会の仮の議長を最高齢の委員の方へお願いしたいと存じます。

最高齢者は、熊野 茂公 委員さんです。

これから先は熊野茂公仮議長さんに議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

仮議長

只今、仮議長をおおせつかりました熊野茂公でございます。会長が選出されるまでの間、議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

最初に会長が決まるまでの仮議席を指定いたします。仮議席は只今ご着席の議席を指定いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

仮議席の指定でございますが、先例により先ほど受付において抽選し、現在ご着席していただいております、その番号をもちまして仮議席とすることで、ご了解をお願いいたします。

仮議長

次に、議事録署名委員の指名をいたします。仮議席番号1番、埜田 定 委員、同じく3番、宮内 昭壽 委員を指名します。

それでは只今から、議事に入ります。

議案第1号、会長の互選について、お諮りいたします。「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てるとなっております。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

会長の互選の前に、会長について、概略をご説明いたします。

会長は、光市農業委員会を代表し、総括いたします。詳細については、ここでは省略いたします。また、系統組織である、山口県農業会議の会議員（常設審議会委員）となり、毎月の諮問会議や不定

期に行われる会長会議へも出席するようになります。

さて、互選の方法についてですが、光市農業委員会規程第4条によりますと、選挙の方法と手続きは総会に諮ってこれを行うとなっております。

方法につきましては、立候補または候補者を推薦していただく方法、次に委員全員の投票による直接選挙の方法が考えられます。

仮議長

只今、事務局から説明がありましたが、このことについて、どなたか、ご意見ありませんか。

(推薦の声)

推薦と声がありましたかよろしいでしょうか

(異議なしの声)

それではどなたか推薦をお願いします。

仮議席 9 番

田村耕一委員を推薦します。

仮議長

只今、田村耕一委員を会長候補に推薦するとの発言がございましたが、その他にどなたかございませんか。

(なしの声)

ないようでございます。それでは、田村耕一委員を光市農業委員会会長に決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

全委員賛成でございます。只今、委員全員の挙手がありましたので、光市農業委員会会長に田村耕一委員を選任することに決定いたします。それでは、只今のおり会長に田村耕一委員が決定いたしましたので、これをもって私の仮議長の役目を終わりとさせていただきます。それでは新会長さんに議長を交替いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

会長

(新会長挨拶)

議長

会議を再開いたします。市川市長さん及び市の職員の方は、次の公務のため、ここで退席されますのでご了承願います。

それでは、議案第2号、議席の決定についてお諮りいたします。

議席は、光市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により委員の議席は、会長が定めるとあります。本日は、受付において抽選した議席に着席して頂いている番号をもって議席とすることとしたいと存じます。光市農地利用最適化推進委員の委嘱の後、改めて、議席を決定したいと思います。また、慣例として、会長は最後の番号となることとしておりますので、12番の方は私の番号5番にかわっていただきたいと思ひます。

以上、ご異議ございませんでしょうか。

(なしの声)

それでは、本日は、その議席番号といたします。

続いて、議案第3号、会長職務代理者の互選について、お諮りいたします。「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長職務代理者は委員が互選した者をもって充てるとなっております。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

互選の方法についてでございますが、先ほどと同様です。光市農業委員会規程第4条によりますと、選挙の方法と手続きは総会に諮ってこれを行うとなっております。

方法につきましては、立候補または候補者を推薦していただく方法、次に委員全員の投票による直接選挙の方法が考えられます

議長

只今事務局から説明がありましたが如何いたしましょうか。どなたかご意見ありませんか。

6番

女性委員から選任してはどうでしょうか。

議長 女性委員さんから選任、という声がありましたが、他にございますでしょうか。

11番 埤田委員を推薦します。

議長 埤田委員を推薦するとの声がありましたが、他にありますか。

(なしの声)

他にないようですので採決に入ります。女性委員から光市農業委員会職務代理者を選任することに賛成の方は挙手をお願いします。

(3名挙手)

つづいて、埤田委員(1番)を光市農業委員会職務代理者に選任することに賛成の方は挙手をお願いします。

(8名挙手)

多数決により、光市農業委員会会長職務代理者は埤田委員(1番)に決定いたします。

埤田委員(1番)よりご挨拶をお願いします。

1番 (新会長職務代理者挨拶)

議長 続きまして議案第4号、光市農地利用最適化推進委員の委嘱について、お諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 法改正により新設された光市農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。議案にお示ししておりますとおり、10地区10人の候補者です。定められた地区ごとに、公募を実施したものです。新体制の農業委員会が委嘱することになっておりますが、評価については、前任期中の評価委員会において、全員候補者として適当である

旨の報告をいただいております。

農地等の利用の最適化の推進は、農業委員会全体の重点必須項目となっており、農地利用最適化推進委員のみが担うものではありませんが、「農業委員会等に関する法律」第17条により、委嘱が義務付けられており、農地等の利用の最適化の推進のために、現場仕事に重点を置こうというものです。

しかし、本市の場合、法改正によって、農業委員と農地利用最適化推進委員をあわせた総数が増えたわけではありませんので、法的な役割は変われども、基本的に同じ仕事を担っていただくことになります。

議案をご覧ください、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問はございますか。

(なしの声)

ご意見がないようですのでこれより採決に入ります。

議案第4号、光市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第4号、光市農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり、本日付で全員委嘱することに決定いたしました。

議長

続きまして議案第5号、光市農業委員会総会会議規則の改正について、お諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

光市農業委員会総会会議規則について、法改正により新設された光市農地利用最適化推進委員に関する部分の改正です。総会へは、両委員が全員出席することとするものです。

第2条は、条文の中で、農業委員に限定をするもので、第3条、第4条、第5条、第8条、第13条、第20条については、推進委員を追加するものです。



議案をご覧ください、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問はございますか。

(なしの声)

ご意見がないようですのでこれより採決に入ります。

議案第5号、光市農業委員会総会会議規則の改正について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第5号、光市農業委員会総会会議規則の改正については原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして議案第6号、光市農業委員会規程の改正について、お諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

光市農業委員会規程について、法改正により新設された光市農地利用最適化推進委員に関する部分の改正です。

第10条において、農地利用最適化推進委員を追加し、別記様式も修正するものです。別記様式の身分証明書の裏面については、改正法に修正するものです。

議案をご覧ください、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問はございますか。

(なしの声)

ご意見がないようですのでこれより採決に入ります。

議案第6号、光市農業委員会規程の改正について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第6号、光市農業委員会規程の改正については原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第7号、光市農業委員会農地部会会議規程の廃止について、お諮りいたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局長 光市農業委員会農地部会会議規程については、旧法の定めに基づき、選挙委員が21名以上存在していた時に定められたものであり、現在部会は設置されておられませんので廃止するものです。  
議案をご覧いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問はございますか。

(なしの声)

ご意見がないようですのでこれより採決に入ります。  
議案第7号、光市農業委員会農地部会会議規程の廃止について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第7号、光市農業委員会農地部会会議規程の廃止については原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第8号、市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の改正について、お諮りいたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第8号、内規の改正については、市街化区域内農地の転用届出書の受理に関する事務について、事務局長の専決事務の内規ですが、法改正により、条文の号数のずれが生じたため修正するものです。  
議案をご覧いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。ご質問はございますか。

(なしの声)

議長

ご意見がないようですのでこれより採決に入ります。  
議案第8号、内規の改正について、原案のとおりに決定すること  
について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第8号、内規の改正については原案のとおり  
決定いたしました。

以上をもちまして議案の審議がすべて終了しましたので第1回  
総会を閉会とします。

以上は、平成29年7月20日開催の第1回光市農業委員会総会  
の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印